

2020 年 3 月 4 日

日医標準レセプトソフトご利用医療機関 各位

(株)エネルギア・コミュニケーションズ

日レセサポート担当 横谷

TEL：0120-957-706

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について（詳細版）

厚労省から日々通知があるかと思いますが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について、現時点までの情報を元にメディカルサポートシステムズの細谷先生・近藤先生がまとめられていますので、ご案内致します。

■メディカルサポートシステムズの説明資料

<http://medsus.sub.jp/>

トップページより「2020.03.01 新型コロナウイルス通知解説動画」を押下し、「説明資料」を押下すると、「20200229-コロナ電話受診対応 16-9.pptx」というファイルが開けます。

内容は以下のとおりです。

<解説>

1. 新型コロナウイルス感染患者の増加に際して、電話や情報通信機器を用いた、診察や処方箋の取扱い

（1）電話処方の基本的な考え方

- ・新型コロナウイルス感染を疑う患者は、対面診察が基本となる。
- ・感染源と接する機会を少なくするため、一般的に長期投与により、なるべく受診間隔をあけるよう努めることが原則となる。
- ・診察は、患者が複数回受診しているかかりつけ医が、患者の同意を得て、電話や情報通信機器を用いて行う。
- ・既に診断されている当該慢性疾患等で医薬品が必要な場合で、かつ、当該患者に処方されていた慢性疾患治療薬が対象となる。
- ・処方箋は患者の同意を得て、希望する薬局に、医療機関から FAX で送信する。
- ・患者自らが希望する薬局に FAX 送信することも可能。但し、薬局側で疑義照会を行う必要がある。

2. 医療機関側での新型コロナ感染防止対応

（1）カルテ、及び、レセプト記載等の対応内容

- ・算定は、電話再診＋処方箋料となる。
- ・定期処方のみが対象で、慢性疾患等以外の処方是不可となる。
- ・カルテに「患者の同意」「電話再診の判断理由」「処方の必要性」を記載する。
- ・レセプトには「電話で処方しなければいけない理由」を記載する。

（２）処方箋に関連する取扱い

- ・ 処方箋は患者が希望する薬局に FAX を行い、「送信先の薬局名」を記載する。
後日、患者が来院した際に渡し、薬局に持参させる。
- ・ 薬局から医療機関へ「患者自らが薬局に FAX 等を行った」という問い合わせがあった場合は「薬局名」と「重複送信の有無」を記載する。

※帰国者・接触者外来設置の医療機関で、被保険者資格証明書を提示された場合は、３月以降の被保険者証と同様に取り扱い、処方箋備考欄に **発** と記載する。

３．調剤薬局側での新型コロナ感染防止対応

（１）医療機関から FAX を受けた場合

- ・ 原本入手まで、FAX 等で送信されたものを処方箋として取り扱い、可能な時期に医療機関から原本を入手した際には、FAX と原本のいずれも保管する。
- ・ 調剤した薬剤は、患者の相談の上、品質保持や確実な授与等がなされる方法で患者に渡す。
- ・ 服薬指導は、電話や情報通信機器を用いて行うことは差し支えない。
- ・ 長期処方に伴う患者の服薬アドヒアランスの低下や薬剤の紛失等を回避するため、調剤後も必要時応じて電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を実施する。
- ・ 調剤技術料、及び、薬剤料の算定は可能。
- ・ 薬剤服用歴管理指導料等は、電話や情報通信機器を用いて適切な指導を行っており、その他の要件を満たせば算定可能。

（２）患者から FAX を受けた場合の注意

- ・ 処方箋を FAX で受けた場合、真偽確認のため、処方箋発行元に確認を行う。
- ・ 疑義照会とは別に実施する。

その他、厚労省から現時点までの案内は以下のとおりです。

■2020年2月14日付

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599662.pdf>

上記資料より抜粋した内容は以下のとおりです。

○以下の場合での定数超過入院による変更届出は不要、かつ、減額もしない。

- ・新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増し、入院基本料の施設基準を満たすことができなくなる場合
- ・新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等へ職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し、入院基本料の施設基準を満たすことができなくなる場合
- ・新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増し、1日当たり勤務する看護師、および、准看護師、または、看護補助者（看護要員）の数、看護要員の数と入院患者の比率、並びに、看護師、および、准看護師の数に対する看護師の比率が変わる場合
- ・新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等へ職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し、1日当たり勤務する看護師、および、准看護師、または、看護補助者（看護要員）の数、看護要員の数と入院患者の比率、並びに、看護師、および、准看護師の数に対する看護師の比率が変わる場合

問1. 保険医療機関が新型コロナウイルス感染症患者等を医療法上の許可病床数を超過して入院させた場合等は、どの入院基本料、特定入院料を算定するのか。

答1. 当面の間、以下の取扱いとする。

<原則>

実際に入院した病棟（病室）の入院基本料・特定入院料を算定する。

<会議室などの病棟以外に入院させた場合>

速やかに入院すべき病棟へ入院させることを原則とするが、必要とされる診療が行われている場合に限り、当該医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が入院すべき病棟の入院基本料を算定する。

この場合、当該患者の状態に応じてどのような診療や看護が行われているか確認できるよう、具体的に診療録、看護記録等に記録する。

＜医療法上、本来入院できない病棟に入院（精神病棟に精神疾患ではない患者が入院した場合など）、又は、診療報酬上の施設基準の要件を満たさない患者が入院（回復期リハビリテーション病棟に施設基準の要件を満たさない患者が入院した場合など）した場合＞

○入院基本料を算定する病棟の場合

入院した病棟の入院基本料を算定する（精神病棟に入院の場合は精神病棟入院基本料を算定する）。ただし、結核病棟については、結核病棟入院基本料の注 3 の規定に係らず、入院基本料を算定する。

○特定入院料を算定する病棟の場合

医療法上の病床種別と当該特定入院料が施設基準上求めている看護配置により算定する入院基本料を判断すること（一般病床の回復期リハビリテーション病棟に入院した場合は、13対1、又は、15対1の看護配置を求めていることから、地域一般入院基本料を算定する）。

問 2. 保険医療機関において新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院（例えば、回復期リハビリテーション病棟に回復期リハビリテーションを要する状態ではない患者が入院した場合など）した場合に、特定入院料等に規定する施設基準の要件についてどのように考えればよいか。

答 2. 当面の間、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否か判断する。

問 4. 新型コロナウイルス感染症患者等を個室に入院させた場合には「A220-2 二類感染症患者療養環境特別加算」を算定できるか。

答 4. 算定できる。

ただし、当該点数を算定できる入院基本料を算定している場合に限る。

なお「A210-2 二類感染症患者入院診療加算」との併算定も、要件を満たせば可である。

■2020 年 2 月 25 日付

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の策定について（周知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000600168.pdf>

■2020 年 2 月 28 日付

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 2）

<http://www.medsus.jp/index.shtml>

上記資料より抜粋した内容は以下のとおりです。

問 1. 慢性疾患等を有する定期受診患者等について、医師が電話や情報通信機器を用いて診療し、医薬品の処方を行い、ファクシミリ等で処方箋情報が送付される場合、保険医療機関は、電話等再診料、処方箋料を算定できるか。

答 1. 算定できる。

問 2. 問 1 の場合、電話や情報通信機器を用いて診療を行った場合、電話等再診料とオンライン診療料のいずれを算定するのか。

答 2. 問 1 の場合については、電話等再診料を算定すること。

問 3. ファクシミリ等により処方箋情報を受け付けた保険薬局において、当該処方箋情報に基づく調剤を行った場合、調剤技術料、及び、薬剤料は算定できるのか。
また、患者に薬剤を渡し、電話や情報通信機器を用いて服薬指導を行った場合、薬剤服用歴管理指導料等の薬剤師からの説明が要件となっている点数は算定できるのか。

答 3. 調剤技術料、及び、薬剤料は算定できる。

薬剤服用歴管理指導料等は、電話や情報通信機器を用いて適切な指導を行っており、その他の要件を満たしていれば算定できる。

■2020年2月28日付

新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて

<http://www.medsus.jp/index.shtml>

上記資料より抜粋した内容は以下のとおりです。

慢性疾患等を有する定期受診患者等に係る電話や情報通信機器を用いた診療、処方箋の送付、及び、その調剤等に関する留意点について

1. 電話や情報通信機器を用いて診療し、医薬品の処方を行い、ファクシミリ等で処方箋情報が送付される場合

- ・新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、当該慢性疾患等に対する医薬品が必要な場合、感染源と接する機会を少なくするため、一般的に、長期投与によって、なるべく受診間隔を空けるように努めることが原則であるが、既に診断されている慢性疾患等に対して医薬品が必要になった場合には、電話や情報通信機器を用いて診察した医師は、これまでも当該患者に対して処方されていた慢性疾患治療薬を処方の上、処方箋情報をファクシミリ等により、患者が希望する薬局に送付し、薬局はその処方箋情報に基づき調剤する。

注) 処方箋情報のファクシミリ等による送付は、医療機関から薬局に行うことを原則とするが、患者が希望する場合には、患者自身が処方箋情報を薬局にファクシミリ等により送付することも差し支えない。

- ・ただし、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者の診療は「視診」や「問診」だけでは診断や重症度の評価が困難であり、初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行った場合、重症化の恐れもあることから、初診で電話や情報通信機器を用いた診療を行うことが許容される場合には該当せず、直接の対面による診療を行うこと。
- ・なお、新型コロナウイルスへの感染者との濃厚接触が疑われる患者や疑似症を有し、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者について、電話や情報通信機器を用いて、対面を要しない健康医療相談や受診勧奨を行うことは差し支えない。

その場合、新型コロナウイルスを疑った場合の症例の定義などを参考に、必要に応じて、帰国者・接触者相談センターに相談することを勧奨することとする。

2. 医療機関における対応

- ・新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、電話や情報通信機器を用いた診療で処方する場合、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、当該患者が複数回以上受診しているかかりつけ医等が、その利便性や有効性が危険性等を上回ると判断した場合において、これまでも当該患者に対して処方されていた慢性疾患治療薬を、電話や情報通信機器を用いた診療で処方することは、事前に診療計画が作成されていない場合であっても差し支えないこととする。
- ・電話や情報通信機器を用いた診療で処方する場合、患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付することとして差し支えない。
- ・医療機関は処方箋を保管し、後日、薬局に当該処方箋を送付するか、当該患者が医療機関を受診した際に当該処方箋を手渡し、薬局に持参させる。
- ・医師はファクシミリ等により処方箋情報を薬局に送付した場合は、診療録に送付先の薬局を記録すること。
- ・医師は下記の項番3により、薬局から「患者から処方箋情報のファクシミリ等による送付があった」旨の連絡があった場合にも、診療録に当該薬局を記録すること。
この場合、同一の処方箋情報が複数の薬局に送付されていないことを確認すること。

3. 薬局における対応

- ・患者からファクシミリ等による処方箋情報の送付を受けた薬局は、その真偽を確認するため、処方箋を発行した医師が所属する医療機関に、処方箋の内容を確認する（この行為は、薬剤師法第24条に基づく疑義照会とは別途に、必ず行うこととする）。
なお、患者を介さずに医療機関からファクシミリ等による処方箋情報の送付を直接受けた場合には、この確認行為は行わなくてもよい。
- ・医療機関から処方箋の原本を入手するまでの間は、ファクシミリ等により送付された処方箋を、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第23条～第27条、医薬品、医療機器等の品質、有効性、及び、安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第49条における処方箋とみなし、調剤等を行う。
- ・調剤した薬は患者と相談の上、当該薬剤の品質の保持や、確実な授与等がなされる方法で患者へ渡し、服薬指導は電話や情報通信機器を用いて行うことも差し支えない。
また、長期処方に伴う患者の服薬アドヒランスの低下や薬剤の紛失等を回避するため、調剤後も、必要に応じ電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を実施する。
- ・可能な時期に医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ等で送付された処方箋情報ともに保管すること。

■2020 年 3 月 2 日

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 3）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000602503.pdf>

2. 外来診療料の取扱いについて

上記資料より抜粋した内容は以下のとおりです。

- （2） 本取扱いに従い外来診療料を算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄に「電話等による旨」、および、「当該診療日」を記載すること。
また、診療録への記載については、電話等再診料の規定に基づいて対応されたい。

以上